

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和3年6月18日（金曜日）
午前9時30分～午前9時51分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉 山 武 志 委 員 長 田 原 義 寛 副 委 員 長
 荒 山 光 広 委 員 三 好 睦 子 委 員
 秋 枝 秀 稔 委 員 藤 井 敏 通 委 員
 岡 村 隆 委 員 石 井 和 幸 委 員
- 4 欠席委員 な し
- 5 委員外出席議員
 竹 岡 昌 治 議 長
- 6 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議 会 事 務 局 長 阿 武 泰 貴 議 会 事 務 局 係 長
 篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
 波 佐 間 敏 副 市 長 志 賀 雅 彦 市 民 福 祉 部 長
 福 田 泰 嗣 市 民 課 長 古 屋 敦 子 生 活 環 境 課 長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（杉山武志君） ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案1件について審査いたしたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

議長、報告事項等ございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 特別にございませぬ。

○委員長（杉山武志君） それでは、審査を始めます。

議案第45号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） それでは、今回の補正は——すみません。議案第45号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ16万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億601万2,000円とするものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

2款保険給付費・6項傷病手当金において、1目傷病手当金を16万4,000円追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給の財政支援が、昨年度に引き続き、令和3年度、現在は令和3年9月30日までという通知が出ておりますが、この支援対象とする旨の山口県の通知を受け、補正をするものでございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金は、それぞれの事業費納付金に関するものであります。

初めに、1項医療費納付金分では、1目一般被保険者医療給付費分の事業費納付金を1,282万1,000円減額し、2目退職被保険者等医療給付費分の過年度分事業費納付金を29万1,000円追加するものであります。

続いて、2項後期高齢者支援金等分では、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分の事業費納付金を13万7,000円減額し、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分の過年度分事業費納付金を9万1,000円追加するものであります。

続いて、1ページめくっていただきまして、12ページ、13ページを御覧ください。

3項介護納付金分において、1目介護納付金分の事業費納付金を308万1,000円追加するものであります。

これら国民健康保険事業費納付金は、山口県からの通知であります、令和3年度事業費納付金の徴収について、また、令和元年度事業費納付金額の確定についてという通知、これに基づき補正を行うものでございます。

なお、傷病手当金の追加分につきましては、歳入において、県補助金を同額の16万4,000円追加し、事業費納付金分につきましては、歳出の予備費を949万5,000円追加することで、歳入歳出予算総額を32億601万2,000円とするものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 質問は3回しかできないということで、まとめて質問させていただきますが、いいでしょうか。

先ほど説明がありました傷病手当の16万4,000円の件ですけれど、この金額の——10ページ、11ページですけれど、金額の根拠といいますか、件数、何人で何件ぐらいあるっていうような見込みがあるのではないかと思います、その見込数——見込みというか、根拠についてお尋ねします。

それと、2番目として、この傷病手当が出るよっていうことを御存じじゃない、知らない方もあるのではないかと思うんですが、知らないと損するようなことがあってはならないと思うんですけれど、周知はどのようにされておられますか。

それと、3点目、納付が——国保税の納付が遅れた場合でもこの対象になるのか。

それと、4番目ですが、自営業とか農林漁業者の方、国保に加入をしておりますが、これは対象にはならないのか。

この4点についてお尋ねいたします。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず最初の、この16万4,000円の根拠でございます。

この前に、この傷病手当について、どういう方に支給されるかということでございますけど、先ほども説明いたしました、労務に復する——働いておられる方ですね、その方で、まず国保加入ということが大前提でございますけど、労務に復す

ることができない被用者を対象に、給与の支払いを受けている者で、一定期間に限り傷病手当——これは最高で言いますと1年6か月ということで決まっておるところでございます。その間の給与収入額の3分の2をお支払いするというところでございます。これに対して、労務に復することができなくなった日を起算ということで、3日経過したその次の日からということが算定の初日ということになるものでございます。

これにあたりましては、提出書類がございまして、国保ですから世帯主、そして被保険者——対象者の方ですね、そして事業主、そして医療機関というこの4種類の申請の書類が必要となってまいります。

そして、金額の根拠でございます。

今回、私どもで金額の根拠を出すにあたりまして、まず山口県の状況というもので根拠——算出をしております。山口県の人口移動統計調査の人口総数ということで、それと、新型コロナウイルス感染症の感染者数、これ山口県ですけど、この令和2年1月1日から令和3年3月31日まで、この15か月間の間でどのぐらい感染者率があるかということを出しております。それによって、今回——それが15か月ですので、ちなみに15か月の感染者率、山口県で言いますと0.00964%ということになります。

今回、最初に出た国の通知が、令和3年4月1日から6月30日を対象にしますという通知が出ました。それに基づきまして3か月という計算をしております。

そうなりますと、先ほどの係数に3を掛けまして0.02892ということになります。それに、本市の国保の被保険者数5,298名、これを掛けまして1.53人ということになります。それで、2人分ぐらいを確保したいということで考えております。

これ、ちなみに美祢市の感染者数で計算しますと1名になりますけど——人口と感染者数でありますと1名でありますけど、これは今、県の人口ではじいたものでございます。

傷病手当金の額でございますけど、これは国保の当初の賦課情報における給与所得の控除額を差し引いて——を参考として、要は所得がある方ということですので、その方が1,728名おられますので、その方の平均の給与収入を算定しております。

そうしますと、170万二千何がしかということになります。これから、先ほど言いました最初の3日間というものを差し引きまして、取りあえず1年間ということ

で計算をしております。そうになりましたところで、1人当たり約8万2,000円ということで、2人ということですので16万4,000円という数字が出ておるといところでございます。

ちなみに、昨年度これ——この傷病手当というのは、国の通知で始まったものでございますけど、昨年も補正予算をさせていただいております。しかしながら、幸いといいますか、美祢市内ではそういった御要望なりはございませんでした。

2番目の質問で、広報はということでございます。

当時——当初からホームページ、広報等で宣伝をしておるところでございます。このたびで言いますと、広報の8月号で、また改めてもう一度出すということでございます。

といいますのが、先ほど、期間延長は4月1日から6月30日までと言いましたが、これがさらに通知が来まして、延びまして9月30日までという期間が対象になりましたので、この間にお休みになられた方ということが対象になろうかと思っております。

納付金についての——納付等の国保の遅れがあった場合ということでございますが、これに関しては——そうですね、滞納の状況を見て御相談ということにはなろうかと思っておりますけど、傷病手当自体には、遅れてるからどうこうというような決まりはございません。

そして、自営業等には対応できるかということでございますが、これは先ほど申しました、働いておられる方ということを対象にしておりますので、こういった方——自営の方につきましては、対象にはならないということでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 申請が遅れたときに期日があると思うんですが、期間が——申請期間。説明がありましたっけ。すみません。

○委員長（杉山武志君） 先ほど、9月末まで延長というお話がありましたが、その申請に関するものは、期限なり制限がありますでしょうか。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

令和3年度にも引き続きということですので、まずは、やはり3年度内にということであろうかと思っております。実際は9月30日までの期間ですので、それから、例えば医師の証明書が出たりとか、そういった事業者からの書類が出たりとかいうこと

が、もうちょっと多分遅れてくるのではないかということが想定されます。

イメージ的には3年度内にということで整理をしたいというふうに思っております。期間ということは、明確に設けてあるということではございません。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） そういう方がおられたら、なるべく忘れないで、こういったことがあることを知らせていかなければいけないなど。手続を早くしてねと言わなければいけないと思うんですが。

先ほど、自営業とか農林業には対象にならないということだったんですが、コロナによる影響っていうのは、働く方——農林業や自営業の方も影響を受けておりますが、自営業の方——農林業もでしたけれど、持続化給付金というのが出たんですが、これを申請されなかった方もあるかと思いますが、国保で収入が少なくなって支払いが困難になった。たしか、何か12月——先般——前の予算のときに猶予制度があるよっていうのを聞いたんですが、猶予と減免制度がありましたよね。それについての活用状況とかは、分かればお願いいたします。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

今おっしゃるとおり、自営業の方とかいう方の対応としましては、減免の制度ということで対応しておるところでございます。

さきの三好議員の一般質問でも御答弁をさしあげましたが、昨年1年間で20件の減免ということをしております。

これにつきましては、30件ぐらいの問合せがございますけど、いろいろ条件、これちょっと複雑なので、ここでは説明を控えさせていただきますけど——がございまして、まずは御相談をいただきたいというところがございます。御遠慮なく御相談をいただいて、その中でできる限りの対応をしていきたいというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 猶予制度の活用というのは、今は減免でしたよね。減免が20件あった、相談が30件で20件があったということでしたよね。支払い猶予っていう

のではありませんでしたっけ。その件数とか分かりますか。

○委員長（杉山武志君） 資料お持ちですか。じゃあまた委員会後にでも。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第45号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で付託されました議案1件につきまして、審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願いいたします。古屋生活環境課長。

○生活環境課長（古屋敦子君） それでは、天井山風力発電事業（仮称）の環境影響評価手続について御説明をいたします。

現在、長門市との境にある天井山などの稜線沿いに風力発電機を最大17基設置する天井山風力発電事業（仮称）につきまして、環境影響評価方法書の手続が行われておりますので、その手続の状況について御説明します。

3月定例会での教育民生委員会においては、環境影響評価方法書の縦覧が1月26日から3月25日まで、また、住民説明会が美祢市では3月18日から3月21日まで開催予定であることを御説明したところです。

住民説明会は、環境影響評価法に基づき、事業者であるジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が開催いたしました。美祢市では、美祢市民会館・秋吉公民館・嘉万公民館・別府公民館・秋芳八代ぬくもりの里の5か所で開催され、参加者数は5か所の合計で62人であったと報告を受けています。また、一般からの意見募集は4月8日まで行われ、意見書の提出は45通、意見総数は137件であったと、

同じく事業者から報告を受けております。

なお、山口県知事から、今回の方法書につきまして本市に対し、環境保全の見地からの意見を求められましたので、意見を提出するにあたって、環境に及ぼす影響の度合い等に関し、専門的・技術の見地からの判断を仰ぐため、美祢市環境審議会に諮問をいたしました。

環境審議会におきましては3月30日、5月6日の2回、会議が開催され、審議の結果、5月6日付で市長への答申がありましたので、この答申を基に、5月18日付で山口県知事に対し市長の意見を提出したところであります。

市長の意見は配信しておりますが、2ページ目を御覧ください。

1点目の対象事業実施区域の設定等についてですが、これは対象事業実施区域や風力発電——風力発電事業の規模を変更する場合には、その検討経緯、理由を明らかにするように求めるものです。

次に、2点目の騒音・振動等につきましては、周辺住民への影響を回避、低減する工事計画を検討することと、以降の手續について詳細な工事計画を明らかにするように求めています。

3点目の景観については、秋吉台からの眺望景観に影響を及ぼす可能性があるため、視覚的变化が景勝地としての価値を低減させることのないように、また、4点目の自然災害につきましては、専門家等への意見聴取を行うなど、十分な調査、検証に努めることを求めています。

続いて、5点目の水質については、水の利用状況等を考慮した評価を行うこと、湧水地における水質調査や地下水、土壌に与える影響を調査、予測、評価することを求めています。

また、6点目として、水質調査を補完できることから、底生動物調査実施の検討を記載しております。

最後のページになりますが、7点目として、周辺住民をはじめ、積極的な情報提供、丁寧な説明を行い、関係者の理解を求めるように——関係者の理解を得るよう求めたところであります。

今後の環境影響評価方法書の手續につきましては、7月21日までに、山口県知事が一般からの意見、関係市長からの意見に配慮し、環境保全の見地からの意見を経済産業大臣に提出することになります。

経済産業大臣は、知事意見を勘案した上で方法書の審査を行い、事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、事業者に勧告を行います。

これで方法書の手続が終了となります。

方法書手続終了後は、事業者が環境への影響について調査、予測及び評価を実施し、環境影響評価準備書を作成することになります。調査等の実施に1年程度の期間を要しますので、この準備書については、令和4年の秋頃には送付があるのではないかと考えております。

その後、方法書と同様に準備書の縦覧、説明会の開催、準備書に関する意見募集が行われます。その上で、関係自治体からの意見、経済産業大臣による勧告があり、勧告に基づく環境影響評価の修正の後、最終段階である環境影響評価書が作成されます。

評価書については、さらに1年程度の期間を要するため、令和5年の秋頃になるかと思えます

環境影響評価書は、その後の確定の手続き——その後、確定の手続が行われますが、評価書が確定しなければ、事業を実施することはできないことになっております。

なお、工事につきましては、この方法書に記載された工事工程では、道路工事は令和6年4月から、造成基礎工事は、同じく令和6年10月からの着工とされております。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 本件に対して何か質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕〕

○委員長（杉山武志君） そのほか、委員の皆さんから所管事項について何かございましたらお願いしたいと思うのですが。岡村委員。

○委員（岡村 隆君） 去る令和3年4月30日に、下関市の豊北町にあります風力発電施設CF豊北ウィンドファームのほうに視察に参りました際の視察の報告のほうタブレットのほうに送られておりますので、また御確認のほうよろしくお願いたします。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

今、お話がありましたとおり、視察に行かれました報告書が整理されてタブレットに入っております。また御一読いただいて、何かございましたら、当視察に議会から数名行っておりますので、お話をさせていただけたらと思います。

そのほかございますか、何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。

ほかにないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。

お疲れさまでございました。

午前9時51分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月18日

教育民生委員長